

## 堀之内コミュニティ協議会規約

### (名称)

第1条 この会は、堀之内コミュニティ協議会（以下「本会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 本会は、地域住民がお互いに連携を深め、住みよい地域社会を目指し活動を行うことを目的とする。

### (地域及び構成)

第3条 本会は、大字堀之内、大字与五郎新田、吉水甲区、大字大石の地域を範囲とし、地域内の住民で構成する。

### (事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 住みよい地域社会を目指すための協議、活動を行うこと。
- (2) 本会の活動計画の作成及び計画の実施に関すること。
- (3) 地域内の住民、自治会及び関係団体の連絡、協調及び活性化に関すること。
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業。

### (役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 会 計 1名
- (4) 幹 事 若干名
- (5) 監 事 2名

2 会長、副会長、会計及び監事は、総会において選出する。

3 幹事は、第8条第2項の構成員から会長が任命する。

4 役員には、予算の範囲内において報酬を支給することができる。

### (役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は欠けたときはその仕事を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計経理を処理する。

(4) 監事は、本会の会計状況を監査する。

2 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 役員に欠員が生じたときは、すみやかに補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

#### (顧問)

第7条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、必要に応じて会長が委嘱する。

3 顧問は、必要に応じて本会の運営に関し意見を述べることができる。

#### (運営委員会)

第8条 本会の事業を円滑にすすめるため、運営委員会を置き、運営については別に定める。

2 運営委員は、地域内の住民で、本会に賛同して参加する者を主たる構成員とする。

3 運営委員会には、サポート協力員を置くことができる。

4 サポート協力員は、必要に応じて、各事業実施のためのボランティアスタッフとして協力するものとする。

5 運営委員には、予算の範囲内において費用弁償を支給することができる。

#### (会議)

第9条 本会の会議は、総会、役員会及び運営委員会とする。

2 総会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議する。

(1) 事業計画及び事業報告に関する事項。

(2) 予算及び決算に関する事項。

(3) 規約の改廃に関する事項。

(4) その他重要な事項。

3 総会は、年1回以上開催し、会長が招集する。

4 総会は、地域内の住民で構成し、議事は、出席者の過半数をもって決定する。

5 役員会は、会長、副会長、会計、幹事をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

6 運営委員会は、必要に応じて会長が招集する。

#### (事務局)

第10条 本会の事務を行うため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長を置く。

3 事務局長は、会長が任命する。

(会計)

第 1 1 条 本会の運営に必要な経費は、補助金、寄付金、協賛金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 1 2 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 3 1 日までとする。

(雑則)

第 1 3 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、役員会で別に定める。

附 則

(施行)

1 この規約は、平成 2 8 年 5 月 2 8 日より施行する。